地域総合整備資金貸付事業	100％
被災施設復旧関連事業	
地域鉄道対策事業	
石綿対策事業（公共施設等の石綿の除去事業）	95％
拠点法等特別事業	
産業廃棄物不法投棄対策事業（単独事業に限る。）	90％
河川等事業	
臨時高等学校改築等事業	
半島振興道路整備事業（防災機能強化分に限る。）	100％
第三セクター等改革推進債	

（東日本大震災分）
復旧・復興事業

事業区分		充当率
大項目	小項目	対象事業
一般会計債		
公営住宅建設事業		
災害復旧事業		
一般補助施設整備等事業		
一般単独事業		
公営企業債		
水道事業		
工業用水道事業		
交通事業		
電気事業・ガス事業		
港湾整備事業		
病院・介護サービス事業		
市場事業・と畜場事業		
地域開発事業		
下水道事業		
観光その他事業		
被災施設借換債		
国の予算等貸付金債		

100％

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。
（注２）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

○総務省告示第百五十号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があったので、平成二十三年総務省告示第四百八十八号（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第五条第一項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正し、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表中「第百十五条の四十五第一項第二号」を「第百十五条の四十五第一項第一号及び第二号」に改め、「第五項」の下に「、第百十五条の四十五の五第一項（第百十五条の四十五の六第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の四十五の七第一項、第百十五条の四十五の八、第百十五条の四十五の九」を、「第百十五条の四十七の規定により市町村が処理することとされている事務」の下に「（市町村が同法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づき同項の第一号事業支給費を支給することにより行う場合における同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を除く。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百五十一号

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成十八年政令第二百二十八号）第一条第一項に規定する総務大臣が定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗